転付命令確定証明申請書

東京地方裁判所民事第２１部 御中

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　申立債権者　　　　　　　　　　　　　　　　印

債権者

債務者

第三債務者

上記当事者間の御庁令和　　年（　）第　　　　号及び令和　　年（ヲ）第

　　　　　号債権差押及び転付命令申立事件に係る令和　　年　　月　　日付け

　転付命令が確定したことを証明してください。

受　　書

上記証明書　　通を受け取りました。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　申立債権者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

転付命令確定証明書

債権者

債務者

第三債務者

上記当事者間の当庁令和　　年（　）第　　　　号及び令和　　年（ヲ）第

　　　　号債権差押及び転付命令申立事件に係る令和　　年　　月　　日付け

転付命令が確定したことを証明する。

令和　　年　　月　　日

東京地方裁判所民事第２１部

裁判所書記官

（注）転付命令が第三債務者に送達される時までに，転付命令に係る金銭債権について，他の債権者が差押え，仮差押えの執行又は配当要求をしたときは，転付命令は効力を生じません（民事執行法１５９条３項）。　　　　　従って，この証明は，執行抗告申立期間内に当事者から執行抗告の申立てがなかった等のため，形式的に転付命令が確定したことを証明するにすぎません。